

千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱概要

1 目的

災害により被災した農林業共同利用施設復旧に要する経費を補助する。

2 対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、県内地方公共団体等

3 対象となる施設

農林産物倉庫、農林産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設等

※県内地方公共団体については種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設等に限る

※法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る

4 採択基準及び補助率

激甚災害 地域指定	事業の種目	補助額算定の基礎 となる経費	国庫補助率		県費補助率
			40万円まで	40万円超	
一般災害	共同利用 施設災害 復旧	※1箇所 40万円以上	2/10以内		予算の範囲 内で知事が 定める率
激甚 災害 その他地域			3/10以内	5/10以内	
告示地域		※1箇所 13万円以上	4/10以内	9/10以内	—

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する共同利用施設の災害復旧事業に要する経費に限る。

5 補助対象額

被災施設の復旧費を経過原価方式により算出した額

(ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とする)